

# プレスブレーキには レーザー式安全装置で 安全作業!

## プレスブレーキ作業中にもっとも多い事故事例

ワークが落下し、  
取ろうとして手を挟む



金型付着の異物を  
取ろうとして手を挟む



作業中誤って  
フットペダルを踏む



二人作業中に、片方が  
フットペダルを踏み手を挟む



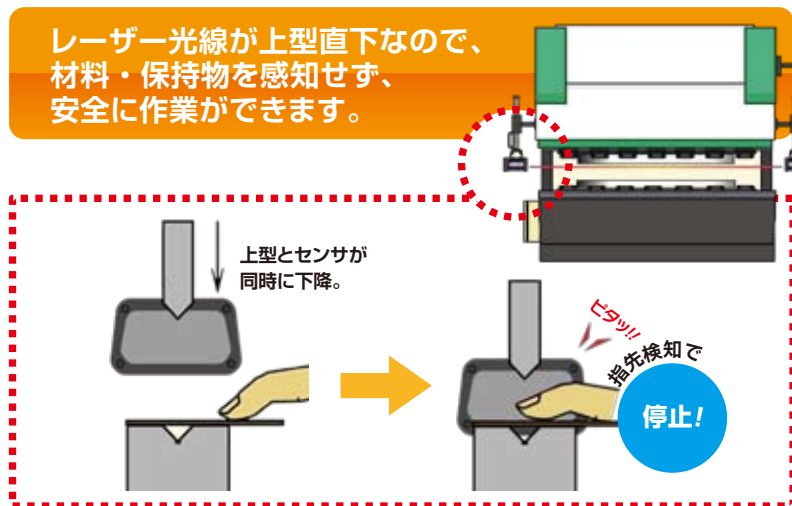
レーザー式安全装置は装着できない機種があります。その場合は光線式安全装置等をご利用下さい。

安全に  
作業するために

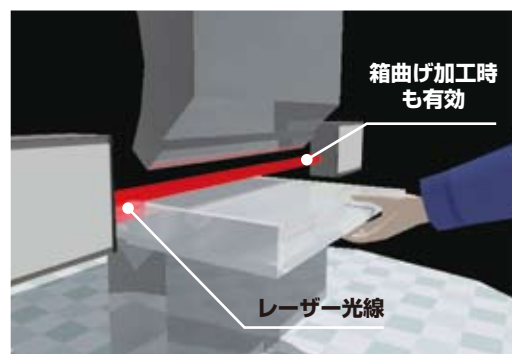
イラスト提供：しのはらプレスサービス株式会社

## プレスブレーキ用レーザー式安全装置で事故の防止を

レーザー光線が上型直下なので、  
材料・保持物を感知せず、  
安全に作業ができます。



箱曲げ加工時も  
安全に作業ができます。



- ☑ **事業者義務としての法令が遵守されていますか？**
- ☑ **生産性第一で安全は二の次になっていませんか？**
- ☑ **安全装置についての重要性を認識されていますか？**

## プレスブレーキを使用する事業者の責任

事業者の行うべき調査等 (法28条の2)	事業者は、作業行動等に起因する危険性又は有害性等を調査し(リスクアセスメント)、その結果に基づいて、労働者の危険等を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。
計画の届出	「機械等の設置・移転・変更届」を所管の労働基準監督署に届け出、安全性のチェック・指導を受けます。(法第88条、則第85条等)
危険の防止	プレスの危険防止措置を講じてから使用すること。(則第131条)
作業主任者	作業主任者の職務(則第134条) ①機械及びその安全装置を点検。 ②異常を認めたとときの必要な措置。 ③切替えキースイッチを設けたときは、当該キーを保管すること。 ④金型の取付け、取りはずし及び調整の作業を直接指揮すること。
安全教育	機械をはじめて取扱う作業員への安全教育。(則第35条) 金型交換や調整作業にあたる作業員に対しては、テキスト「プレス作業員安全必携」による教育を行うこと。(則第36条、安全衛生特別教育規定第3条)
作業開始前の点検	作業開始前の点検を行うこと。(則第136条)機器の故障や不具合を早期に発見し、異常を認めたとときは補修その他必要な措置をとり、事故を防ぐために行います。
特定自主検査	有資格者による法定検査を、年一回以上実施すること。(則第134・135条等) 検査の結果の不具合点は補修し、検査結果と補修記録を保管して下さい。

〈企画・発行〉

一般社団法人 **日本鍛圧機械工業会**

〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号  
機械振興会館 308号

TEL : 03-3432-4579

FAX : 03-3432-4804

<http://www.j-fma.or.jp>

〈お問い合わせは〉